

平成 31 年 3 月 31 日

生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置及び 輸入数量に基づく特別緊急関税の平成 31 年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年度における第 1 号に係る輸入基準数量及び第 1 号に係る協定対象外輸入基準数量並びに第 2 項に係る輸入基準数量及び第 2 項に係る協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第 7 条の 6 第 1 項）

品 名	区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
豚肉等	輸入基準数量	276,408 トン	543,034 トン	826,632 トン	※ トン
	協定対象外 輸入基準数量	79,305 トン	158,535 トン	242,870 トン	※ トン

2. 生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第 7 条の 6 第 2 項）

（1）第 2 項に係る輸入基準数量 960,648 トン

（2）第 2 項に係る協定対象外輸入基準数量 286,931 トン

【備考】

- ・「生きている豚」及び「豚肉等」は、関税暫定措置法第 7 条の 6 第 1 項に規定する物品。
 - ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量（EPA 適用分相当）を控除した数量を基に算出。
 - ・関税の緊急措置について、第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第 1 号に規定する各四半期の「第 1 号に係る輸入基準数量」及び「第 1 号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ※関税の緊急措置について、第 4 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、平成 31 年 5 月末に公表予定。